

仁井田小学校 いじめ防止基本方針

1. はじめに

いじめは、いじめを受けた子どもたちの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

一人でも多くの子どもをいじめから救うためには、子どものモデルとなるべき大人一人ひとりが、互いの違いを認め合い、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるような人権感覚を育むと同時に、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」という認識と、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」という意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

また、いじめの解決を通して、子どもたち一人一人が「夢」や「志」を持ち、その実現に向けて自分の力を思う存分発揮できる学校づくりや、さらには心豊かで安全・安心な学校づくりを進めていかなければならない。

このような基本理念のもと、いじめ問題の克服に向けて、家庭・地域住民・教育委員会その他関係機関等と連携しながら主体的・積極的に取り組み、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進する。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して該当児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策基本法第2条）

3. いじめに対する基本的な考え方

学校では「いじめ」はどここの学校・学級にでも起こり得るものという認識に立ち、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立って児童を守るという考えのもと、事実関係を確かめ、対応にあたる。

当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。外見的には喧嘩のように見えることでもいじめられた児童の感じる被害性に着目して見極める。

とくに、いじめの解消は、「いじめに係る行為が3か月以上、止んでいること」、「いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛をかんじていないこと」の2つの要件をみたすことが重要である。

また、「いじめ」の認知は、特定の教職員のみによることなく、校内の「いじめ防止対策委員会」を活用して組織的に行う。

4. いじめの防止等の対策のための委員会

① 組織の役割

- ・ いじめ防止基本法方針に基づく取組の実施や具体的な年間指導計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・ いじめの相談・通報の窓口としての役割を持つ。
- ・ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
- ・ 重大事態の調査のための組織について、学校がその調査等を行う場合の母体とする。

② 組織の構成員

校長、教頭、人権教育主任、養護教諭、関係学級担任とする。

③ 組織運営上の留意点

当該組織を実際に機能させるに当たっては、必要に応じて、スクールソーシャルワーカーや教育相談員等の外部専門家の助言を得る。

なお、重大事態の調査のための組織については、学校がその調査を行う場合は教育委員会と協議の上、この組織を母体としつつ当該事案に対処する組織を設置する。

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価に位置づけ取組状況や達成状況を評価し、いじめ防止のための取組の改善を図り、教員評価においても取組を評価する。

5. いじめ防止のための取組

<学校づくり・授業づくり>

- ・ すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていく。
- ・ 居場所づくりや絆づくりをキーワードに学校・学級づくりを進めていく。
- ・ わかる授業づくりを進め、全ての児童が参加・活躍できる授業の工夫、またそのための授業改善を目指す。
- ・ 教科指導、生徒指導両方の観点から授業を見、全教職員でわかる授業づくりに取り組む体制を作っていく。

<集団づくり・生徒理解>

- ・ 全ての児童に集団の一員としての自覚や自信を育む。
- ・ 互いを認め合える人間関係・学校風土を児童自らが作り出していく。
- ・ 障害のある児童についての理解を深める。
- ・ 児童自らが人とかかわることの喜びや大切さに気付いていくことや、互いに関わり絆づくりを進めていくことができるような学校行事等を計画する。
- ・ 学級活動の時間などでの指導を、児童のいじめが起きやすい時期（4月下旬や9月上旬など）を踏まえ、年間指導計画に位置付けて取り組む。

<生徒指導>

- ・ 学習規律やルール等、学校全体で揃えていくことを確認する。
- ・ いじめている児童や、周りで見ているたり囁いたりしている児童を容認することがないようにする。
- ・ 児童自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止めること、そして、自分たちでできることを主体的に考えて行動できるように働きかける。

<教職員の資質能力の向上>

- ・ 全教員が公開授業等を行い、互いの授業を参観し合う機会を、いじめ防止のための指導計画に位置付けて実施していく。
- ・ 教職員がいじめを絶対に許さない確固たる信念を持ち、いじめを鋭く見抜き、いじめを防止するための具体的な行動をとるための判断力や指導力を高めるために、適切な研修等を計画的に行う。

6. いじめの早期発見、早期対策等

(1) いじめの発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提である。早期発見の基本は、児童の些細な変化に気づくこと、気付いた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することである。そのためには、教職員がこれまで以上に意識的に児童の様子に気を配り、いじめを見抜く目を養うことが重要である。あわせて各種調査を併用する。なお、調査結果に基づく効果的な対応と検証を行うものとする。

- ① 朝や帰りの会、授業中の観察、日記等の活用。
 - ・ 返事や表情

- ・ 日記等の内容
- ・ 健康観察、保健室での様子 等
- ② 生活アンケートの実施
 - ・ 各学期1回（4月、10月、1月）
- ③ QUによる学級生活状況調査
 - ・ 年間2回実施（5月、11月）

(2) いじめへの対応

いじめの疑いがあるような行為が発見された場合、校長のリーダーシップのもと、「いじめ防止対策委員会」が中心となり、事実関係の把握、被害児童のケア、加害児童の指導など、問題の解消までを行う。なお、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、四万十町教育委員会と連携を図り、窪川警察署と相談して対処する。また、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがある時は、ただちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

なお、いじめを行った児童生徒の立ち直りも支援する。

7. PTAや地域の関係団体等との連携について

① PTAや地域の関係団体との連携促進

児童、保護者、地域、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、健康福祉課、教育委員会、中学校や支援センターなどの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

② 地域とともにある学校づくり

学校と保護者、地域住民等が一体となって地域の子どもを育み、いじめ問題の解決を進めていくために、開かれた学校づくりを進める。

8. 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合。
- イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。
- ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合。

（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) 重大事態への対処

- ① 学校は重大事態が発生した場合には、直ちに町教育委員会に報告する。
- ② 教育委員会と協議のうえ、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切に取る。

《調査の趣旨等》

重大事態の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。

重大事態への対処に当たっては、いじめを受けた児童やその保護者からの申し立てがあった時は、適切かつ真摯に対応する。

- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。

年間指導計画

	職員会・校内研等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組	備考（主な学校行事）
4月	職員会議（基本方針の周知 いじめ防止等の対策のため の委員会 ブロック会（いじめに関する 情報共有）	学校便りの発行（いじめ防 止基本方針の広報等） 集会での講話（いじめ、人 権に関する講話） 人権・道徳の授業 仲間作り・縦割り班活動	生活アンケート	始業式 入学式 家庭訪問 参観日 遠足
5月	職員会（いじめの取組につ いて検討） PTA総会（学校の基本方 針の説明及び協力の要請 等）	学級通信（生活アンケート 結果等）		PTA総会 プール掃除 修学旅行
6月	ブロック会・職員会（いじ めの取組についての検討及 び情報共有）		QUアンケート	プール開き 参観日
7月	職員会（児童の様子等につ いての情報共有） 職員会（いじめの取組につ いて検討）		保護者面談	参観日 終業式
8月	校内研（いじめに関する校 内研修） いじめ防止等の対策のため の委員会 職員会（委員会の検証結果 の周知等）			平和登校日
9月	ブロック会（いじめの取組 についての検討及び情報共 有）	集会での講話（いじめ、人 権に関する講話）		始業式 運動会
10月	校内研修（カウンセリング 技法等に関する校内研修） いじめ防止等の対策のため の委員会		生活アンケート	陸上記録会 参観日
11月	ブロック会（いじめの取組 についての検討及び情報共 有） 職員会（いじめの取組につ いて検討）	学級通信（生活アンケート 結果等）	QUアンケート	音楽祭 収穫祭
12月	職員会（児童の様子等につ いての情報共有）		保護者面談	マラソン大会 参観日 終業式
1月	いじめ防止等の対策のため の委員会 ブロック会（いじめの取組 についての検討及び情報共 有）	集会での講話（いじめ、人 権に関する講話）	生活アンケート	始業式
2月	職員会（いじめの取組につ いて検討）	学級通信（生活アンケート 結果等）		参観日
3月	職員会（委員会の検証結果 の周知及び次年度の取組の 検討等）		保護者面談	遠足 個人面談 卒業式 修了式

いじめ防止対策委員会

いじめの情報 アンケート・調査、相談、児童・保護者からの訴え等

【報告】

【いじめ防止対策委員会】
【重大事態の対策のための委員会】（仮称）

校内；校長、教頭、人権教育主任、養護教諭、関係学級担任等
校外；スクールソーシャルワーカー、教育相談員等、警察等

○いじめの把握・調査	○いじめに関する年間指導計画の作成
○指導方針等の決定	○いじめに関する取組の評価検討
○チェックリストの作成	○重大事態の対応
○いじめに関する校内研修等企画検討	

連 携

校内組織

職員会
学年会
研究部会
等

保護者・地域・関係機関

P T A
学校関係者評価委員会
区長会代表
警察署
町教育委員会
県教育委員会人権教育課
心の教育センター
等

